

## 第12回千葉海区漁業調整委員会 会議次第

期日：令和8年6月15日（月）

午後1時30分から

場所：プラザ菜の花 4階「榎」

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議事録署名人の選出

### 4 議 題

- (1) くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
- (2) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
- (3) 遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について
- (4) その他

### 5 そ の 他

### 6 事務局連絡事項

### 7 閉 会



## 第 1 号議案

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲  
可能量の変更について（諮問）

このことについて、令和 8 年 6 月 5 日付け漁資第 2 1 2 号で知事  
から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和 8 年 6 月 1 5 日

会 長 石 井 春 人

漁資第212号

千葉海区漁業調整委員会 様

くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に  
ついて（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めたくろまぐろに  
関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）における  
知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したいので、同条第5項において準用する  
同条第2項の規定により諮問します。

令和8年6月5日

千葉県知事 熊谷 俊人  
(公印省略)

(別紙)

一 くろまぐろ (小型魚)

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

98.7トン

2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配分する数量
千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (4月から6月まで)	6.7トン
千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (7月から9月まで)	0.5トン
千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (10月から12月まで)	12.1トン
千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (1月から3月まで)	0.7トン
千葉県夷隅地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (4月から 6月まで)	11.8トン
千葉県夷隅地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (7月から 9月まで)	0.5トン
千葉県夷隅地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (10月から 12月まで)	12.5トン
千葉県夷隅地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (1月から 3月まで)	11.9トン
千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (4月から 6月まで)	6.1トン
千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (7月から 9月まで)	0.5トン
千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (10月から 12月まで)	4.7トン
千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (1月から 3月まで)	7.0トン
千葉県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	21.7トン

## 二 くろまぐろ（大型魚）

### 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

93.7トン

### 2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配分する数量
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）	39.7トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）	6.6トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	9.5トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）	26.3トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	7.6トン

# 新 旧 対 照 表

新 (変更後)		旧 (変更前)	
一 くらまぐろ (小型魚)		一 くらまぐろ (小型魚)	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 <u>98.7トン</u>		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 <u>81.5トン</u>	
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	
知 事 管 理 区 分	配 分 す る 数 量	知 事 管 理 区 分	配 分 す る 数 量
千葉県銚子・九十九里地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (4月から6月まで)	<u>6.7トン</u>	千葉県銚子・九十九里地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (4月から6月まで)	<u>5.5トン</u>
千葉県銚子・九十九里地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (7月から9月まで)	0.5トン	千葉県銚子・九十九里地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (7月から9月まで)	0.5トン
千葉県銚子・九十九里地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (10月から12月まで)	<u>12.1トン</u>	千葉県銚子・九十九里地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (10月から12月まで)	<u>9.9トン</u>
千葉県銚子・九十九里地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (1月から3月まで)	<u>0.7トン</u>	千葉県銚子・九十九里地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (1月から3月まで)	<u>0.6トン</u>
千葉県夷隅地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (4月から6月まで)	<u>11.8トン</u>	千葉県夷隅地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (4月から6月まで)	<u>9.6トン</u>
千葉県夷隅地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (7月から9月まで)	0.5トン	千葉県夷隅地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (7月から9月まで)	0.5トン
千葉県夷隅地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (10月から12月まで)	<u>12.5トン</u>	千葉県夷隅地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (10月から12月まで)	<u>10.3トン</u>
千葉県夷隅地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (1月から3月まで)	<u>11.9トン</u>	千葉県夷隅地区くらまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (1月から3月まで)	<u>9.7トン</u>

千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (4月から6月まで)	6.1トン
千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (7月から9月まで)	0.5トン
千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (10月から12月まで)	4.7トン
千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (1月から3月まで)	7.0トン
千葉県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	21.7トン

二 くろまぐろ (大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

93.7トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
千葉県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業等 (4月から6月まで)	39.7トン
千葉県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業等 (7月から9月まで)	6.6トン
千葉県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業等 (10月から12月まで)	9.5トン
千葉県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業等 (1月から3月まで)	26.3トン
千葉県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業	7.6トン

千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (4月から6月まで)	4.9トン
千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (7月から9月まで)	0.5トン
千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (10月から12月まで)	3.9トン
千葉県安房地区くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (1月から3月まで)	5.8トン
千葉県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	17.8トン

二 くろまぐろ (大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

78.6トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
千葉県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業等 (4月から6月まで)	32.8トン
千葉県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業等 (7月から9月まで)	5.6トン
千葉県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業等 (10月から12月まで)	8.0トン
千葉県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業等 (1月から3月まで)	22.1トン
千葉県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業	6.1トン

## 第2号議案

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和8管理年度における  
知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

このことについて、令和8年6月5日付け漁資第211号で知事  
から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和8年6月15日

会 長 石 井 春 人

漁資第211号

千葉海区漁業調整委員会 様

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理  
漁獲可能量の設定について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば及び  
ごまさば太平洋系群に関する令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日  
まで）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定に  
より諮問します。

令和8年6月5日

千葉県知事 熊谷俊人

（公印省略）

(別紙)

一 まさば及びごまさば太平洋系群

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配分する数量
千葉県まさば及びごまさば太平洋系群漁業	現行水準



### 第3号議案

#### 遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について

このことについて、別添（案）のとおり指示することについて審議されたい。

令和8年6月15日

会長 石井 春人

## 遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示（案）

千葉海区漁業調整委員会指示第 \_\_\_\_\_ 号

千葉県海面における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 8 年 月 日

千葉海区漁業調整委員会  
会長 石井 春 人

- 1 次の（１）から（３）までの区域内において、船舶を使用する遊漁のまき餌釣りは行ってはならない。
  - （１）次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
    - ア 天面漁港合せ灯標柱
    - イ 北緯 35 度 3 分 50 秒、東経 140 度 5 分 20 秒の点
    - ウ 北緯 35 度 4 分 10 秒、東経 140 度 6 分の点
    - エ 鴨川市天面と同市太海との境界標柱
  - （２）次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
    - ア 漁業権基点南 73 号（鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱）
    - イ 北緯 35 度 6 分 10 秒、東経 140 度 12 分 40 秒の点
    - ウ 北緯 35 度 6 分 10 秒、東経 140 度 14 分 20 秒の点
    - エ 北緯 35 度 6 分 50 秒、東経 140 度 15 分 50 秒の点
    - オ 北緯 35 度 6 分 50 秒、東経 140 度 17 分 40 秒の点
    - カ 北緯 35 度 7 分 10 秒、東経 140 度 18 分 10 秒の点
    - キ 北緯 35 度 7 分 20 秒、東経 140 度 19 分 50 秒の点
    - ク 北緯 35 度 7 分、東経 140 度 19 分 40 秒の点
    - ケ 北緯 35 度 7 分 10 秒、東経 140 度 20 分 30 秒の点
    - コ 北緯 35 度 7 分 20 秒、東経 140 度 20 分 50 秒の点
    - サ 北緯 35 度 7 分 50 秒、東経 140 度 21 分 10 秒の点
    - シ 北緯 35 度 8 分 30 秒、東経 140 度 23 分の点
    - ス 北緯 35 度 9 分 50 秒、東経 140 度 21 分 10 秒の点
    - セ 北緯 35 度 10 分、東経 140 度 21 分 50 秒の点
    - ソ 北緯 35 度 9 分 50 秒、東経 140 度 22 分 40 秒の点
    - タ 北緯 35 度 11 分、東経 140 度 24 分 40 秒の点
    - チ 漁業権基点南 79 号の 1（夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱）

- (3) 外川漁港東防波堤灯台中心点から半径 12 海里以内の千葉県海面のうち、次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線以東の区域
- ア 北緯 35 度 41 分 53 秒、東経 140 度 45 分 40 秒の点（磯見川河口中心点）
  - イ 北緯 35 度 39 分 40 秒、東経 140 度 47 分 40 秒の点
  - ウ 北緯 35 度 39 分 10 秒、東経 140 度 44 分 10 秒の点
  - エ 北緯 35 度 29 分 50 秒、東経 140 度 48 分 50 秒の点

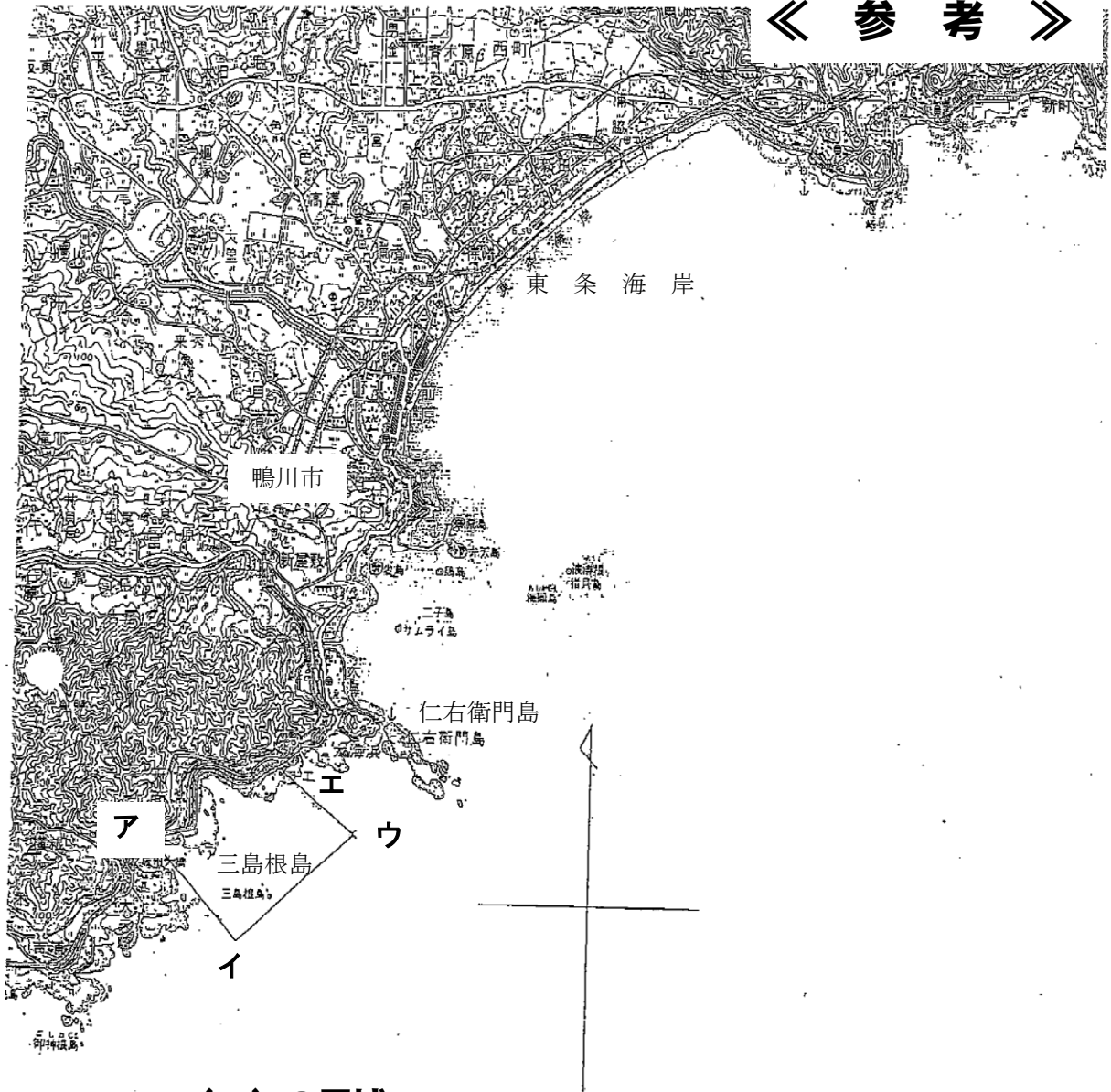
2 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合のまき餌使用量の基準は、次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たっては、基準内の量を使用する場合であっても必要最小限の量としなければならない。

- (1) 南房総市大房岬突端と神奈川県三浦市劔埼灯台中心点とを結んだ線以北の海面においては、1人1日当たり3キログラム以内
- (2) (1) 以外の海面においては、1人1日当たり5キログラム以内

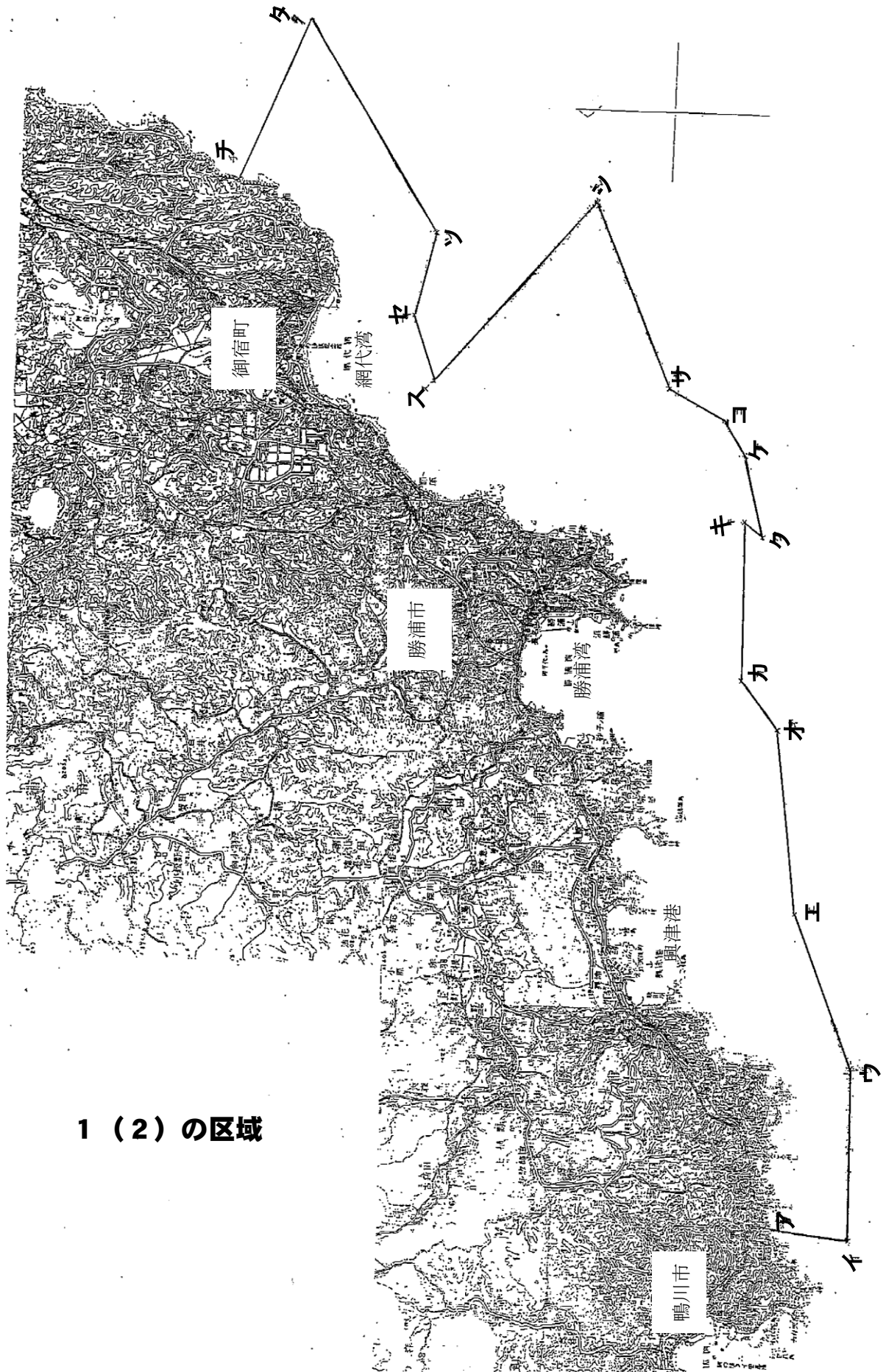
3 船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りを場合は、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあっては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

4 この指示の有効期間は、令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までとする。

《 参 考 》



1 (1) の区域



1 (2) の区域

